

公益財団法人明るい選挙推進協会
会員及び代表者会議に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人明るい選挙推進協会定款（以下「定款」という。）第55条第7項に基づき、公益財団法人明るい選挙推進協会（以下「本協会」という。）の会員及び代表者会議について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別及び分担金)

第2条 本協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 普通会員 都道府県及び市区町村の明るい選挙推進協議会
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同し、事業に協力する者で、理事会が承認したもの

2 本協会は、会員相互の連携を図るとともに、会員の活動の活性化に資するため、各種情報の提供、研修会の開催、啓発資材の送付、優良活動の表彰等必要な支援に努めるものとする。

3 都道府県及び指定都市に係る普通会員は、評議員会が決議した分担金を納めるものとする。ただし、会員の分担金に相当する額を当該会員に係る都道府県又は指定都市が納入したときは、この限りでない。

4 本協会は、市区町村（指定都市を除く。）に係る普通会員に対し、評議員会が決議した分担金を求めることができる。

(分担金の使途等)

第3条 前条の分担金は、毎事業年度における合計額の60%以上を公益目的の事業に使用するものとする。

(除名)

第4条 会員が次の各号の事由に該当するときは、評議員会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6項に該当するにいたったとき。
- (3) 正当な理由なく所定の分担金を3年分以上滞納したとき。

2 前項の規程により、評議員会が会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、次の会員で構成する。

(1) 都道府県及び指定都市に係る普通会員

(2) 前号以外の普通会員及び特別会員で、評議員会の決議によって代表者会議の構成員となることが認められたもの

2 代表者会議は、会長が招集し、毎事業年度1回以上開催する。

3 代表者会議の議長は、会議に出席した者の中から互選により選任する。

4 会長は、毎事業年度1回以上、代表者会議に定款第21条第1項各号に係る事項その他必要と認める事項を報告する。

5 代表者会議は、本協会の業務及び運営に関する事項について、会長の諮問に答える。

6 代表者会議において、会長からの諮問に対し提言を取りまとめるときは、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が裁決する。

7 代表者会議の議事については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成するものとする。

(改正)

第6条 この規程は、評議員会の決議により改正することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。